

出向協定書

株式会社 と 労働組合とは、事業活動の縮小に伴う出向の実施に関し、以下のとおり協定する。

1. 出向先

株式会社
所在地
事業の種類
事業主

2. 出向期間等

- (1) 出向期間は出向開始日より 月間とする。
- (2) 出向開始日等
出向先への赴任日は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間とする。

3. 出向対象者

- (1) 出向人数は 人とする。
- (2) 出向対象者は、 部門、 部門で出向を希望する者とする。

4. 出向労働者の処遇

- (1) 身分
イ. 出向期間中は、総務部所属とし、休職扱いとする。
ロ. 勤続は通算する。
- (2) 勤務
出向労働者の就業時間、休日、休暇等就業に関する労働条件は、出向先の規定によるものとする。
- (3) 賃金
出向労働者の賃金及び一時金は出向先の定めるところによる。ただし、出向先における支給額が出向先における勤務に基づき当社規定により計算した支給額に達しないときは、その差額を当社が補助し、出向先から支給する。
- (4) 労働保険
出向労働者の労災保険及び雇用保険は、出向先において加入するものとする。
- (5) 復帰後の配置職務
出向労働者が復帰する際には、その能力、経験等を考慮して配置職務を決定する。

5. 雑則

- (1) この協定は平成 年 月 日から発効する。
- (2) 出向労働者に関する諸条件の適用は、出向開始日から起算して 月間とする。

平成 年 月 日

株式会社
代表取締役
株式会社 労働組合
執行委員長